

平成 21 年度学部入学の新 3 年生等で 平成 24 年度の教育実習を希望する方へ

本学では例年、教育実習の履修申込を実習前年の 5 月（平成 24 年度実習については平成 23 年 5 月）に各学部・研究科の掲示板を通じて周知し、申込書類を配布しています。

出身校での教育実習を希望する場合は、申込書類の配布を待たず、出身校への申込（または平成 24 年度教育実習申込期間の確認、予約登録等）を各自が行ってください。

ただし、仙台市内中学校での教育実習については、協力校扱いとなるため、出身中学への事前申込は不要です。（大学へ申し込むだけでよい。）

特に高等学校（仙台市内公立高校を含む）での教育実習を希望される方は、出来る限り「出身校」での実習が行えるよう準備を進めてください。

（協力高校の申込区分はありますが、例年受入枠はほとんどありません。）

《実習前年度（平成 23 年度）授業履修について》

- ➔ 平成 23 年度中に、学生便覧に記載されている『教職に関する科目』の必要単位は修得しておくこと。（実習科目の教科教育法も含む。）
- ➔ 中学校で教育実習を希望する場合は、平成 23 年度中に「道徳教育の研究」（教育学部開講）も履修しておくこと。

1. 履修申込み資格

平成23年4月に在学する学部4年次，大学院生及び科目等履修生で，教育職員免許法施行規則第6条に定める教職に関する科目のうち，第二欄，第三欄，第四欄及び第五欄に掲げる科目の単位を修得した者（履修中の者を含む。），又は平成11年度以前に入学した者で，教職に関する科目のうち，教育原理Ⅰ，教育原理Ⅱ，教育心理学Ⅰ，教育心理学Ⅱ，人間関係論，相談心理学及び教科教育法の単位を修得した者（履修中の者を含む。）

なお，科目等履修生については，本学出身者で，実習校の内諾を得ている者に限り履修申込みを認める。

2. 教員免許状及び実施学校・期間

取得する免許状	実施学校	期 間
中学校教諭の 免許状	出身校の 中学校・高等学校	5月中旬～10月下旬の <u>3週間</u> (出身校の定めるところによる。)
	仙台市立及び 周辺市町村立の協力中学校	前期：5月中旬～6月中旬のうちの <u>3週間</u> (市教委，実習校の定める日程) ----- 後期：10月中旬～11月中旬のうちの <u>3週間</u> (市教委，実習校の定める日程)
高等学校教諭の 免許状	出身校の 高等学校・中学校	5月中旬～10月下旬の2週間（又は3週間） (出身校の定めるところによる。)
	上記出身校以外の 仙台市内協力高等学校 (大学への受入枠があった場合)	5月下旬～7月上旬の2週間(又は3週間) (高等学校によっては変更することがある)
	仙台市立及び 周辺市町村立の協力中学校	前期：5月中旬～6月中旬のうちの3週間 (市教委，実習校の定める日程) ----- 後期：10月中旬～11月中旬のうちの3週間 (市教委，実習校の定める日程)
特別支援学校教諭の免許状	宮城県立光明支援学校 宮城県立利府支援学校 等	2週間（期間は6月上旬を予定） ただし，利府養護学校は8～9月の場合もある。 ※平成22年度実施日程に基づく

3. 授与単位

教育実習(3週間)：5単位 教育実習(2週間)：3単位 特別支援学校教育実習：3単位

4. 成績評価方法

次を総合して評価する。

- (1) 『事前指導の出席（欠席者は実習に参加できない）』
- (2) 『実習校からの成績評価票に基づく成績』(70%)
- (3) 『実習終了後の教育実習レポート(研究報告書)成績』(30%)
- (4) 『実習期間中の出欠席（遅刻・早退）状況』(欠席，遅刻は減点。)

5. 履修申込み方法

所定の申込み用紙（別紙1参照）を，平成22年10月6日(水)までに所属学部・研究科の教務係へ申し込むこと。

《締切は厳守すること。出身校の内諾書等の提出が遅くなる場合は，それ以外の書類を期限までに提出すること》

6. 教育実習レポート(研究報告書)の提出期限

教育実習終了後1週間以内に所属学部・研究科の教務係へ提出すること。

7. **重要** 留意事項 (以下を必ず読んでから申し込みをすること)

- (1) **教育実習は、教職課程における学習の総まとめとなるものである。次年度の履修計画や、自身の進路を十分に検討したうえ、教員免許状取得(教職)を真に目指している学生のみが申し込むこと。**
- (2) 教育実習に関することは、すべて所属学部・研究科の教務係で周知・指示するので留意すること。
- (3) 中学校教諭免許状と高等学校教諭免許状の両方を取得しようとする者は、上記の履修区分「中学校教諭の免許状」に従い、中学校あるいは高等学校で3週間の教育実習を行うこと。
(3週間実習で、5単位の単位修得が可能)
- (4) 特別支援学校教育実習の履修を希望する者は、教育学部教務係へあらかじめ申し出ること。
(特別支援教育に関する科目の単位修得状況を確認する。)
- (5) 仙台市立中学校出身者は従来から協力校扱いとして配属を行っているので、出身校として申し込むのではなく、「協力中学校」として申し込むこと。(受入内諾書提出不要)
仙台市立協力中学校を希望する者は、実習校種、実習期間及び担当科目については、受入学校の事情により、必ずしも希望どおりになるとは限らないので、あらかじめ承知すること。
- (6) 仙台市内協力高等学校については、例年受入枠がごく少数で、ほとんどの学生が協力中学校(3週間)へ配属されることになるので、高等学校での実習を希望する者は「出身校」で行えるよう各自が手続きすること。
- (7) 申込み後の実習辞退は、関係者及び受入れ学校に対し多大な迷惑を及ぼすので、責任ある申込みを行うこと。特に、希望実習期間の選定に当たっては、学部の授業日程や大学院入学試験などの時期を十分考慮すること。
- (8) 平成22年11月6日(土)・13日(土)の午後に教育実習事前指導を行うので必ず受講すること。(詳細が決定次第あらためて掲示する。なお、事前指導はどちらか1回の参加で良い。)
なお、事前指導を受講しなかった者は、教育実習の履修を放棄したものととして、教育実習への参加は一切認めない。(欠席理由は一切考慮しない)
- (9) 平成23年1月に「教育実習履修届」を提出すること。(詳細が決定次第あらためて掲示する。)
なお、「教育実習履修届」を提出しない者については、実習校へ実施依頼を送付しないので留意すること。
- (10) 実習中の万が一の事故に備えて、**学生教育研究賠償責任保険(学研賠)**へ必ず加入すること。(学研賠へ加入するためには、**学生教育研究災害障害保険(学研災)**へ加入していることが必要。申込方法は各学部教務係へ問い合わせること。)平成22年度中に「**介護等の体験**」に参加する学生は、介護等の体験期間中も含めて、2年間の保険加入を行うこと。
- (11) 麻疹(はしか)に罹患したことのない人は、実習開始前までに各医療機関で抗体検査やワクチン接種を受けるなどして、実習期間中に感染しない(させない)よう、予防策を各自が講じること。
(事前指導の際にあらためて指示する)
- (12) 出身校で実習を行う学生のうち、事務手続き上、大学を通して申込みが必要な場合には、速やかに各学部の教務係へその旨伝えたくて手続きを取ってもらうようにすること。(実習校等が定める様式等がある場合、それらも持参すること)